

希土類管理条例

(意見請求稿)

第1条【立法目的】

希土類産業の規制管理を行い、希土類資源の合理的な開発と利用を確保し、希土類産業の持続可能で健全な発展を促進し、生態環境と資源の安全を保護するために、本条例を制定する。

第2条【適用範囲】

中華人民共和国の領域内での希土類採掘、製錬・分離、金属製錬、総合的利用、製品流通等の活動に、本条例を適用する。

第3条【管理体制】

国務院は、希土類管理調整体制を確立し、希土類管理の主要な政策を検討及び決定し、希土類管理における主要な問題の解決を図る。県級以上の人民政府の工業情報化主管部門は、希土類産業の管理に責任があり、発展改革、公安、財政、天然資源、生態環境、商務、緊急管理、国資、税関、税務、市場監督管理等の部門は、各々の職責範囲内の希土類管理関連業務の責任を負う。

第4条【開発計画策定】

国務院産業情報化主管部門は、同国務院の関連部門と協力して、希土類産業の開発計画を策定し、希土類産業の健全な発展を維持、推進する。

第5条【技術進歩】

国家は、希土類の探査・採掘、製錬・分離、金属製錬と総合的な利用等の分野で科学技術革新と人材育成を奨励し、新しい希土類製品、新材料、新技術の開発と工業化を支援する。

第6条【採掘管理】

希土類の採掘は、鉱物資源の管理に関する関連法、行政規則に従って実施されなければならない。

第7条【事業承認】

希土類採掘事業又は希土類精錬・分離事業の建設に投資する場合は、「企業投資事業申請及び承認に関する管理条例」に基づく承認手続を経なければならない。承認なしに、如何なる組織又は個人が、希土類採掘、希土類製錬・分離事業の建設に投資することはできない。

事業承認機関は、承認された希土類採掘、希土類精錬・分離投資事業のリストを国務院の工業情報化主管部門に提出し、国務院工業情報化主管部門は定期的にそれを公布する。

第8条【総量指標管理】

国家は、希土類の採掘、希土類の製錬・分離の総量指標管理を実施する。国務院工業情報化主管部門は国務院発展改革、天然資源部門等と共に、希土類産業の開発発展計画、鉱物資源計画及び国家産業政策に基づき、環境許容能力、資源の可能性、市場の需要、採掘及び製錬・分離技術水準等の要素を総合的に考慮し、希土類採掘総量指標と精製・分離総量指標の制定草案を検討し、国務院に報告し承認後、一般に公布する。

天然資源と生態環境を保護するために、国家は希土類の採掘と希土類の製錬・分離を制限又は停止するために必要な措置を講じることができる。

第9条【指標利用方法】

国务院の工業情報化、天然資源主管部門は、国务院が承認した総量指標に基づいて、以下の要素を総合的に考慮し、総量指標の使用計画を確定する。

- (1) 国家区域経済政策、希土類産業配置要件；
- (2) 企業の生産能力、生産・販売状況；
- (3) 前年度の総量指標の実施状況；
- (4) 原材料の転化効率、安全生産、環境保護、先端的な製造等の状況；

第 10 条 【企業実施事項】

希土類採掘事業者及び希土類精錬・分離事業者は、国务院工業情報化、天然資源主管部門が定めた総量指標使用計画に基づき、希土類採掘又は希土類精錬・分離を実施する。

希土類製錬・分離企業は、総量指標以外に、輸入された希土類製品を利用して製錬・分離を行うことができる。具体的な管理方法は国务院工業情報化主管部門が制定する。

希土類採掘企業、希土類製錬・分離企業は、毎年、生産中の希土類鉱山、希土類製錬・分離生産場所のリストを一般に開示しなければならない。

第 11 条 【禁止規定】

如何なる組織或いは個人も、不法に採掘、製錬・分離された希土類製品を購入、販売することはできない。

第 12 条 【総合的利用】

国家は、希土類を含む二次資源の回収・利用に対して、の環境に優しい技術、プロセスの使用を奨励及び支援する。

総合利用企業は、希土類を含む二次資源以外の希土類製品を原料として製錬・分離の生産活動を行ってはならない。

第 13 条 【環境管理】

希土類採掘企業、希土類精錬・分離企業、希土類金属精錬企業、希土類総合利用企業は、環境保護、クリーン生産法規を遵守し、国家規制に従って、生態環境回復の義務を履行しなければならない。

第 14 条 【製品のトレーサビリティ】

国务院工業情報化主管部門は、国务院の天然資源、税関、税務等の部門と連携して、希土類製品のトレーサビリティ情報システムを確立する。

希土類採掘企業、希土類精錬・分離企業、希土類金属製錬企業は、生産、販売データ及びその包装、伝票情報をトレーサビリティ情報システムに入力しなければならない。

希土類製品の包装は、関連する強制国家標準に適合し、希土類製品の供給元企業名を明示しなければならない。

第 15 条 【輸出入管理】

希土類製品の輸出入企業は、外国貿易、輸出管理等の法律、規制を遵守しなければならない。

第 16 条 【備蓄管理】

国家は、希土類資源と希土類製品の戦略的備蓄を実施する。

希土類資源の戦略的備蓄は、国务院天然資源部門によって指定及び組織的实施が行われる。国家戦略備蓄の資源地に編入された所在地の県級以上の地方人民政府は、監督と保護に責任を負い、国务院天然資源部門の承認なしに採掘してはならない。

希土類製品の戦略的備蓄は、政府備蓄と企業備蓄を組み合わせた備蓄機構で実施する。希土類製品の戦略的備蓄計画は、国务院発展改革、財政部門が、国务院工業情報化主管部門と協力して提出し、国家戦略物資備蓄計画に組み込み、その実施、監督・検査を組織する。貯蔵された希土類製品は、希土類製錬・分離総量指標に組み入れ、承認なしに使用してはならない。

第 17 条 【検査制度】

県級以上の人民政府の工業情報化主管部門は、公安、天然資源、生態環境、商務、税関、市場監督、税務、緊急管理等の部門と協力して、希土類採掘、製錬・分離、金属精錬、综合利用等の企業に対して、監督管理を強化し、ランダム検査に基づく日常の監督・管理体制を構築し、検査項目のリストを公布し、検査官をランダムに派遣し、検査対象企業をランダムに選択する。抽出検査状況及び調査結果は、適時に公布しなければならない。

第 18 条 【行政強制措置】

県級以上の地方人民政府の工業情報化主管部門は、監督検査の過程で違法行為の疑いを発見した場合、以下の強制措置を講じることができる。

- (1) 関連する希土類製品及び設備を押収する；
- (2) 希土類製品が製造又は販売されている場所を封鎖する；

第 19 条 【信用記録管理】

希土類採掘、希土類精錬・分離、希土類金属製錬、希土類综合利用等の企業が、本条例の規定に違反した場合、行政処分を受け、県級以上の地方人民政府の関連部門は、罰則情報を企業信用記録に記録し、全国信用情報共有プラットフォームに記録しなければならない。

第 20 条 【採掘、分離指標違反】

希土類精錬・分離企業が、総量指標使用計画に違反して、希土類採掘、希土類精錬・分離或いは違法に採掘された希土類製品の加工を行った場合、天然資源、工業情報化主管部門は職責に応じて、違法行為の停止を命じ、希土類製品と違法所得を没収し、違法所得の 1～5 倍の罰金を科す。違法な所得が無い場合、10 万～100 万元の罰金を科す。；状況が重大な場合は、生産停止を命令し、市場監督管理部門が法律に従って事業許可証を取り消します。

第 21 条 【違法製錬・分離】

希土類综合利用企業が、希土類含有する二次資源以外の希土類製品を原料として、製錬・分離の生産活動を行う場合、工業情報化主管部門は、違法行為の停止を命じ、希土類製品及び違法所得を没収する。併せて違法所得の 1～5 倍の罰金、違法所得がない場合は 10 万～100 万元の罰金を科す。

第 22 条 【違法販売】

本条例の規定に違反して、購入、販売、違法に採掘、製錬・分離された希土類製品は、工業情報化主管部門が他の関連部門と協力して、希土類製品及び違法所得を没収し、併せて違法所得の 1～5 倍の罰金を科す。

第 23 条 【違法製品の追跡】

希土類採掘企業、希土類精錬・分離企業、希土類金属製錬企業が、希土類製品トレーサビリティ情報システムのデータ・情報を偽造した場合、関係管理部門は訂正を命じ、50 万元以下の罰金を科す。

第 24 条 【備蓄品の不正使用】

戦略的に備蓄された希土類製品を承認されずに勝手に使用した場合、国务院発展改革部門は、訂正を命じ、違法所得を没収し、併せて違法所得の1～5倍の罰金を科す。違法所得が無い場合、10万～100万円の罰金を科す。直接責任者及び他の責任者は法律に従って罰せられる。

第25条【職務規定違反】

希土類管理を担当する部門及びその他の関連部門の職員が、監督管理業務に於いて、職権を乱用したり、職務を怠ったり、不正行為を行ったりした場合、法に従って処分される。

第26条【監督及び検査の妨害】

本条例の規定に違反して、関連資料の提出拒否或いは虚偽資料の提出、監督・検査の妨害、証拠の隠蔽・破壊・転送を行った場合、監督・検査部門は訂正を命じ、警告を与え、また20万円以下の罰金を科す。

第27条【公安及び刑事罰】

本条例の規定に違反し、治安管理行為違反を構成する場合、法律に従って公安機関によって罰せられる。犯罪を構成する場合は、法に従って刑事責任を追及する。

第28条【用語の解釈】

本条例における用語は以下の意味である。

(1) 希土類とは、ランタン(La)、セリウム(Ce)、プラセオジウム(Pr)、ネオジウム(Nd)、プロメチウム(Pm)、サマリウム(Sm)、ユウロピウム(Eu)、ガドリニウム(Gd)、テルビウム(Tb)、ジスプロシウム(Dy)、ホルミウム(Ho)、エルビウム(Er)、ツリウム(Tm)、イッテルビウム(Yb)、ルテチウム(Lu)、スカンジウム(Sc)、イットリウム(Y)、(镧、铈、镨、钕、钐、铈、钇、铽、镱、铟)を含む17の元素の総称です。

(2) 希土類の採掘とは、希土類鉱物製品を直接入手することを目的とした、削岩、発破、打ち抜き、または掘削の製造プロセスを指します。

(3) 希土類の精錬・分離とは、希土類鉱物製品を精錬および分離した後に生成される、さまざまな単一または混合の希土類酸化物、塩、およびその他の化合物の製造プロセスを指します。

(4) 希土類の金属製錬とは、1つまたは複数の希土類酸化物を原料として使用し、熔融塩電解、金属熱還元、またはその他の方法で金属を製造する製造プロセスを指します。

(5) 希土類鉱物製品とは、単一希土類化合物、混合希土類化合物、単一希土類金属、混合希土類金属などを含む希土類製品。

第29条【発効日】

これらの規則は、年、月、日に発効するものとする。